

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草津町は、個人住民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税の賦課徴収関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

群馬県草津町長

公表日

令和6年12月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法等に基づき個人住民税の賦課、徴収を行う ① 地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査を行う ② 個人住民税(家屋敷分)の課税 ③ 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除等の適用 ④ 課税データ、給与所得者の異動届の入力 ⑤ 住民税課税情報の照会 ⑥ 納税通知書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス(eLTAX) 収納消込システム 滞納整理システム 総合宛名システム 中間サーバー コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル(eLTAX) 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」とする。) ・第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号別表第二48の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和6年号外デジタル庁、総務省令第9号)(第50条第1号、第2号、第3号、第4号) ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、39、42、48、49、53、57、58、59、65、66、69、73、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、118、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158の項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令(令和6年デジタル庁令、総務省令第9号)(第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第13条、第16条、第17条、第22条、第30条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第67条、第68条、第71条、第75条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第117条、第120条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	愛町部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	草津町役場 愛町部 税務課 吾妻郡草津町大字草津28番地 電話:0279-88-7186(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	草津町役場 愛町部 税務課 吾妻郡草津町大字草津28番地 電話:0279-88-7186(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、同性同名者がいた場合の十分な再確認、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳事務等では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を原則行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の保管及び廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する</p>		
<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>特定個人情報を取扱う基幹システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月2日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 藤田 裕次	税務課長 土屋 元久	事後	
令和1年6月1日	I 1. ③	個人住民税システム 確定申告受付システム 地方税電子申告支援サービス(eLTAX) 収納システム 滞納管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス(eLTAX) 収納システム 滞納管理システム 総合宛名システム 中間サーバー	事後	表示の見直しによる変更
令和1年6月1日	I 2	個人住民税課課情報ファイル 確定申告書印刷ファイル 収支内訳印刷ファイル 住宅借入金等計算明細印刷ファイル 地方税電子申告情報ファイル 収納管理ファイル 滞納管理ファイル	住民税課情報ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル(eLTAX) 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	表示の見直しによる変更
令和1年6月1日	I 3	番号法第9条第1項、別表第一の16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下、番号法)第9条第1項、別表第一の16の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条	事後	表示の見直しによる変更
令和1年6月1日	I 4. ②	番号法第19条第7号、別表第二の27	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	法令改正による変更
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 土屋 元久	課長	事後	
令和3年4月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	記載なし	コンビニ交付証明書システム 追加	事後	
令和3年4月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1、2、(中略)第49条、第49条の2、第50条、第51条、(以下略)	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1、2、(中略)第49条、第49条の2、第51条、(以下略)	事後	令和2年7月31日施行済み
令和3年4月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1、2、(中略)第59条、第59条の2、第59条の3	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1、2、(中略)第59条、第59条の2の2、第59条2の3、第59条の3	事後	令和2年7月31日施行済み
令和3年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、(以下略) ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、(以下略)	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、(以下略) ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、(以下略)	事後	令和3年4月1日 施行済み
令和6年12月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の16の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(番号法)第9条第1項 別表第二の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号)第16条	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和6年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第20条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各々 ※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	■情報照会の根拠 番号法第19条8号別表第二480の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和6年号外デジタル庁、総務省令9号)(第50条第1号、第2号、第3号、第4号) ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、39、42、48、49、53、57、58、59、65、66、69、73、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、118、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158の項) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令(令和6年号附デジタル庁、総務省令9号)第7条、第4条、第5条、第7条、第9条、第13条、第16条、第17条、第22条、第30条、第41条、第75条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第117条、第120条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条)	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和6年12月3日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	記載なし	記載なし	事前	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和6年12月3日	II しいくい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者いつ時点の計数か	平成26年10月15日	令和6年10月1日	事前	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和6年12月3日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 1. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	8.十分である 1.1.3.権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正